

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市、国

証拠説明書

2026年4月17日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真 理

弁護士 愛須 勝 也

弁護士 諸 富 健

外10名



号証	標目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲135 の1	鑑定意見書	原本	2026.3.31	本多滝夫	奈良地本が奈良市長に対し、専ら自らの必要性により紙媒体による個人4情報の提供を求めたことは施行令第120条に基づいて求めることのできる資料の範囲を逸脱している点で違法であるこ

					と。 奈良市長が本件名簿を奈良地本に提供したことは住基法が許容していない点で違法であること。
甲 1 3 5 の 2	逐条地方自治 法 第 12 次 改訂新版	写し	H7.11.20	長野士郎	従前、機関委任事務について分担管理する大臣が普通地方公共団体の長に対して有していた指揮監督権の内容に含まれる監視権のなかに下級行政官庁の執務状況に関する報告を提出させる権限も含まれていること。
甲 1 3 5 の 3	国地方関係の 新たなルール — 国の関与と 係争処理 —	写し		小早川光郎	一般法主義は、関与法定主義だけでは、地方公共団体にとって制約・負担となるようなさまざまな形態の関与が多数規定される事態を、必ずしも防止できないことに照らして、関与を一定の規格によって統一化ないし標準化を図ることで対処しようとするものであること。

甲135 の4	新版逐条地方 自治法 第9 次改訂版	写し	H29.10.15	松本英昭	地方自治法245条の4 第1項において資料提出 の要求について要件が定 められているのは、専ら 国の側の必要性からのみ 行うことができるとする ことは適当ではなく、地 方公共団体にとっても、 何らかの利益があるなど 合理的な理由が必要と考 えられたからであるこ と。 地方自治法245条の3 第1項はとくに国会をも 拘束する趣旨でこれを明 文化したものであるこ と。
甲135 の5	逐条地方自治 法	写し	R7.6.30	佐藤文俊	同上。
甲135 の6	Q&A改正地 方自治法のポ イント	写し	H11.8.5	地方自治制度 研究会	地方分権一括法の施行前 の資料提出の要求につ いても、ほとんどの場合 甲135の4の立証趣旨 に沿うものと見られてい たこと。
甲135	注釈地方自治	写し	R8.3.15	成田頼明外	個別の具体的な事務の処

の7	法<全訂>				<p>理の是正・改善を求める趣旨の助言または勧告をするために地方自治法245条の4第1項に基づいた資料提出の要求をすることはできないと解されていること。</p> <p>「事務の適正な処理に関する情報を提供するため」にいう「事務」とは個別の具体的な事務を含むものであるが、この要件に基づく資料提出の要求は、あくまでも情報の提供を目的とするものでなければならず、普通地方公共団体の事務の処理の是正または改善を求める関与を行うことを直接の目的とするものであってはならないと解されていること。</p>
甲135 の8	地方自治法概説【第11版】	写し	2025.3.30	宇賀克也	地方自治法245条の3第1項は、普通地方公共団体に対する国または都道府県の関与についての

					比例原則の適用を明確にしていること。
甲135 の9	行政法Ⅲ[第 5版]	写し	2021.4.20	塩野宏	地方自治法第245条の 3第1項に定める比例原則は、立法指針にとどまらず、国が具体的に行う 関与についても比例原則 が適用されること。
甲135 の10	法務に強くな る！レベルア ップ地方自治 法解説	写し	2019.7.10	田村達久	具体的に地方自治法第2 45条の4第1項の解釈 論に関与最小限度の原則 が展開されていること。
甲135 の11	全訂 住民基 本台帳法逐条 解説	写し	H26.12.10	市町村自治研 究会	住民基本台帳法11条1 項による閲覧請求におい て明らかにすべき請求事 由は、単に「事務遂行の ため」といった程度の抽 象的な記載だけでは具体 性があるとはいえないこ と。 住民基本台帳の写しの閲 覧が制限されるに至った 事情として、ダイレクト メール等の営業活動のた めに大量に写しが閲覧さ れること等が問題と考え

られるようになったこと。

住民基本台帳法 11 条 1 項の閲覧に際し、写真機又は複写機等により住民基本台帳の一部の写しを撮影又は複写することについては、これが住民基本台帳の一部の写しに記載された事項をそのままの形で取得することとなりプライバシーの侵害等につながるおそれがあること、またこのような撮影又は複写は法律でいう「閲覧」の概念を超えるものであるから、相当ではないこと。

住民基本台帳法 37 条はもともと、国の行政機関が統計資料を得ようとする場合を想定しているものであって、国の行政機関が市町村に対して求める資料の内容については、条理上制限があるこ

					と。
甲 1 3 5 の 1 2	法令用語辞典 【第 11 次改 訂版】	写し		大森政輔外	「閲覧」とは「法令の上 では、文書の記載事項の 確認、証拠としての援用 等の目的のために、関係 者が官公署、会社等に備 えてある記録、帳簿その 他の文書の記載事項を調 べてみる」こと。
甲 1 3 5 の 1 3	第 1 5 6 回国 会衆議院個人 情報の保護に 関する特別委 員会議録	写し	H15.4.23	衆議院	住基法第 3 7 条第 1 項は 自衛官等の募集のため には援用することができ ない、ということが行政 実務では確固たる解釈・ 運用とされていたこと。
甲 1 3 5 の 1 4	個人情報の保 護に関する法 律についての ガイドライン (行政機関等 編)(抜粋)	写し	R4.1 (R8.4 一部改正)	個人情報保護 委員会	行政機関等の設置根拠と なる法令において「所掌 事務」等を定める条文に 事務又は業務が列挙され ていることのみでは、そ のために行う個人情報の 取扱いは、個人情報保護 法 6 9 条 1 項にいう「法 令に基づく場合」には当 たらぬこと。